

## 山口県警察街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県警察街頭防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、街頭防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）を設置するために要した経費の一部を補助することにより、防犯カメラの設置の促進に寄与し、もって広域で発生する強盗事件やうそ電話詐欺事件をはじめとする犯罪の発生を抑止することを目的とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内において新たに防犯カメラ（録画機能があるものに限る。）を設置する事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 県民に不安を及ぼす広域的な犯罪をはじめ、各種犯罪の発生を抑止する目的で設置するものであること。
- (2) 特定の場所に継続的に設置し、撮影された画像のうち、道路、公園その他不特定多数の者が利用する場所の画像の面積がおおむね2分の1以上であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、地域の防犯活動に取り組もうとする地域住民により構成される自治組織、組合又は団体（以下「自治組織等」という。）で、防犯カメラを設置することについて、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 当該設置場所の所有者（当該設置場所が道路等の公共施設である場合、当該公共施設の管理者）の同意を得ていること。
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を受けていること。

(補助対象者に関する制限)

第5条 補助対象者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる場合、又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合は、前条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けることができない。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費 防犯カメラ（録画装置及び附属品を含む。）及びその設置を示すプレートの購入並びに設置に要する費用
- (2) 補助金の額 補助対象経費の4分の3に相当する額（防犯カメラ1台につき25万円を上限）とし、1自治組織等当たり100万円を上限とする（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、補助金の交付申請があった場合において、必要に応じて現地調査等を行うものとし、申請者は、当該現地調査等に協力しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、補助金の交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行う。

- 2 知事は、補助金の交付決定をしたときには、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知する。
- 3 申請者は、前項の規定による通知を受ける前に、補助事業に着手してはならない。

（補助金の交付条件）

第9条 知事は、補助金の交付決定をする場合において、次に掲げる事項を補助金の交付条件として付する。

- (1) 山口県警察街頭防犯カメラ設置補助金交付ガイドラインに基づき、次に掲げる事項に関する管理規程を定めること。
  - ア 防犯カメラの設置目的
  - イ 防犯カメラの設置者及び管理責任者の指定
  - ウ 防犯カメラの設置場所、設置台数、撮影範囲及び設置の表示
  - エ 撮影された画像の保管場所、保存期間等の管理
  - オ 撮影された画像の利用及び提供の制限
  - カ 保守点検
  - キ 問合せ、苦情等への対応
- (2) 防犯カメラの設置に関しては、防犯カメラを設置している旨及び当該防犯カメラを設置する補助対象者の名称を表示したプレートを設置するなどして周知を図ること。
- (3) 補助事業の内容の変更を行う場合、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、事業変更・中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、補助対象経費

の20パーセントの範囲内の減額の場合は、その限りではない。

- (4) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図ること。
- (5) 補助事業により取得した財産は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保の用に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間を経過している場合は、この限りではない。
- (6) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことで収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (7) 補助事業の審査に当たっては、第5条に掲げる事由のいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないことなど暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。
- (8) 防犯カメラの機能を維持するため、定期的に保守点検を行うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の定めに従うこと。

（補助事業の変更等）

第10条 知事は、前条第3号の申請書の提出を受けたときには、申請内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、変更、中止又は廃止の承認を行うものとする。

2 知事は、前項の承認をしたときには、事業変更・中止（廃止）承認通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知する。

（実績報告等）

第11条 補助対象者は、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は当該完了日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（別記第5号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（事業完了の確認検査）

第12条 知事は、前条の規定により事業実績報告書の提出を受けたときは、設置された防犯カメラが補助事業の条件を満たしているか確認検査を行う。

（補助金の額の確定通知）

第13条 知事は、前条の確認検査の結果、設置された防犯カメラが補助事業の要件を満たしていると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第6号様式）により補助対象者に通知する。

（補助金の交付及び請求）

第14条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 補助対象者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（別記第7号様式）により、補助金の交付を請求する。

(事情変更による補助金の交付決定の取消し等)

第15条 知事は、補助金の交付決定をした場合において、変更の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 知事は、補助対象者が第5条に該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

3 知事は、補助対象者が第2条の目的に反して防犯カメラを使用していると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

4 知事は、前3項の規定による交付決定の取消し又は条件の変更をしたときは、補助金交付決定取消し・条件変更通知書(別記第8号様式)により、補助対象者に通知する。

(防犯カメラ画像の提供等)

第16条 補助対象者は、補助事業の完了後、警察からの犯罪捜査等への協力の依頼があった場合は、防犯カメラ画像の提供等必要な協力をしなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月25日から施行し、令和5年度分の補正予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の当初予算に係る補助金から適用する。